二　一部改正法附則第三条第一項第二号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額、同項第四号に掲げる額から同項第五号に掲げる額を控除した額、同項第六号に掲げる額及び同項第七号に掲げる額の合算額から同項第八号に掲げる額を控除した額

2　一部改正法附則第三条の規定により平成二十四年度において国が納付市町村に対して負担する額は、各納付市町村につき、平成二十四年度における第一号に掲げる額の百分の三十二に相当する額、第二号に掲げる額及び第三号に掲げる額の合算額とする。

一　新算定政令第二条第一項第一号に掲げる額

二　一部改正法附則第三条第一項第二号に掲げる額から同項第三号に掲げる額を控除した額、同項第四号に掲げる額から同項第五号に掲げる額を控除した額、同項第六号に掲げる額及び同項第七号に掲げる額の合算額から同項第八号に掲げる額を控除した額

三　平成二十二年度の実績医療費拠出金の額とその額に係る調整金額との合計額から当該合計額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額の百分の三十四に相当する額

第三条　前条第一項の規定は、平成二十五年度において国が市町村に対して負担する額について準用する。この場合において、同項中「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、同項第二号中「附則第三条第一項第二号」とあるのは「附則第四条第一項において準用する一部改正法附則第三条第一項第二号」と読み替えるものとする。

2　前条第二項の規定は、平成二十五年度において国が市町村に対して負担する額について準用する。この場合において、同項中「平成二十四年度」とあるのは「平成二十五年度」と、同項第二号中「附則第三条第一項第二号」とあるのは「附則第四条第一項において準用する一部改正法附則第三条第一項第二号」と、同項第三号中「平成二十二年度」とあるのは「平成二十三年度」と読み替えるものとする。

厚生労働大臣　小宮山洋子
内閣総理大臣　野田　佳彦

府　令

○内閣府令第三十一号

内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）及び内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）を実施するため、内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

内閣府本府組織規則の一部を改正する内閣府令

内閣府本府組織規則（平成十三年内閣府令第一号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出し中「並びに」を「及び」に改め、「及び調査官」を削り、同条第一項中「並びに」を「及び」に改め、「及び調査官それぞれ一人」を削り、同条第五項を次のように改める。

5　企画官の定数は、併任の者を除き、一人とする。

第一条の次に次の一条を加える。

（調査官）

第一条の二　総務課に、調査官を置くことができる。

2　調査官は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

3　調査官は、命を受けて、総務課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

第六条の見出し中「企画官」の下に「及び調査官」を加え、同条第一項中「企画官」の下に「及び調査官それぞれ」を加え、同条に次の一項を加える。

3　調査官は、命を受けて、公文書管理課の所掌事務のうち専門的事項の調査、企画及び立案を行う。

第八条の見出し及び同条第一項中「防災通信官」を「防災情報通信システム官」に改め、同条第四項中「防災通信官」を「防災情報通信システム官」に、「関する通信」を「関する情報通信システム」に改める。

第十四条第二項第一号中「、教育及び文化の振興、医療の確保、保健衛生及び社会福祉の向上、水道及び工業用水道の整備並びに廃棄物の処理（以下本条において「教育及び文化の振興等」という。）に関すること」を「、次に掲げる事項に関すること」に改め、同号に次のように加える。

イ　教育及び文化の振興

ロ　福祉の増進及び医療の確保

ハ　環境の保全

ニ　水道及び工業用水道の整備

第十四条第二項第二号中「、教育及び文化の振興等に関すること」を「、教育及び文化の振興、医療の確保、保健衛生及び社会福祉の向上、水道及び工業用水道の整備並びに廃棄物の処理（以下本条において「教育及び文化の振興等」という。）」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

○内閣府令第三十二号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年四月六日

内閣総理大臣　野田　佳彦

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第九条を第十条とし、第八条の見出しを「（総務調整官及び証券取引等監視官）」に改め、同条第一項中「財務部に、」の下に「総務調整官（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）及び」を加え、「一人」を「それぞれ一人」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条を第九条とする。

2　総務調整官は、命を受けて、財務部の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、並びに財務部の所掌事務の一部を整理する。

第七条の二を第八条とする。

第十一条の見出し及び同条第一項中「公園・まちづくり調整官」の下に「、適正業務指導官」を加え、同条第五項中「港湾空港建設課」を「港湾建設課」に改め、「空港整備課」の下に「、港湾空港防災・危機管理課」を加え、同条中第十二項を第十三項とし、第八項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、同条第七項の次に次の一項を加える。

8　適正業務指導官は、部並びに北部ダム事務所、北部ダム統合管理事務所、南部国道事務所、北部国道事務所、那覇港湾・空港整備事務所、平良港湾事務所、石垣港湾事務所及び国営沖縄記念公園事務所（以下この項において「部等」という。）の事務に係る法令等の遵守に関する事務その他の部等の事務の運営の指導及び改善に関する事務を整理する。

第二十八条の見出しを「（経済調査室並びに調査官、上席調査官及び財務広報相談専門官）」に改め、同条第一項中「及び上席調査官一人」を「、上席調査官一人及び財務広報相談専門官五人以内」に改め、同条第二項中「第二十一条第三号」を「第二十一条第四号」に改め、同条に次の一項を加える。

6　財務広報相談専門官は、命を受けて、第二十一条第三号に掲げる事務を分掌する。